

# 心身ともに回復し自宅や社会へ復帰 「回復期リハビリテーション病棟」

疾患	発症から入院までの期間	病棟に入院できる期間
1 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症又は手術後、義肢装着訓練を要する状態	2ヶ月以内	150日
高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷		180日
2 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節もしくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態	2ヶ月以内	90日
3 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後または発症後の状態	2ヶ月以内	90日
4 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態	1ヶ月以内	60日
5 股関節又は膝関節の置換術後の状態	1ヶ月以内	90日

## リハビリ科のアドバンス

3月号までメディアカルフィットネス（須賀川市）が「MFさくらだより」をお届けしてきましたが、4月から本院と南東北第二病院のリハビリテーション科が担当し「リハビリのワンポイント・アドバンス」をスタートさせます。

初回は回復期リハビリテーション病棟についてです。このため入院以前の生活に

の病棟は脳卒中や大腿骨の骨折などの病気がで救急病棟に入院し、病状が安定した段階まで回復しても、まだ医学的・社会的・心理的なサポートが必要な患者さんに対し、心身ともに回復した状態で自宅や社会に戻ってもらうことを目的にした病棟です。

このため入院以前の生活に

## 相談課からのメッセージ

### 保向・駆動装置などの改造に10万円 身体障がい者用自動車改造費の助成

身体に重度な障がいがある方が、就業などに伴い、自らが運転する自動車を改造する場合に、郡山市では改造経費の一部を助成する制度があります。身体に障がいがある方の社会参加促進を図り、福祉の増進に資することを目的としたもので、通車などの交通手段として自ら運転する車のハンドルやアクセル、車いす昇降装置の一部改造などに対する助成です（所得状況によっては助成の対象にならない場合もあります）。

対象者は①身体障害者手帳1・2級の上肢・下肢・体幹機能障がい者で、身体障がい者自らが運転する場合②所得が制限の範囲内である③改造に要する費用で10万円が上限。自動車改造前に申請が必要でそので同市障がい福祉課（☎024-924-2381）へ申請方法を確認してください。

### ポイントとはチーム医療 専門家集団が総力挙げ支援

時間の実践的なりハビリテーションを実施します。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士など専門職による専門的なリハビリはもちろん、起床から就寝までの入院生活を全てリハビリと捉え、できる限り自分の力で出来る動作を増やせるよう支援します。

こうしたリハビリテーションを集中的に行うには「チーム医療」が最も重要なポイントです。医師や看護師、療法士、管理栄養士、ソーシャルワーカー、介護士など様々な多くの専門職でチームを組み、入院時から患者さんの自宅での日常生活を見据えて、積極的に働きかけて改善を促し家庭復帰をサポートします。

また身体障がい者「車椅子対応車」の購入費等助成制度もあります。対象者は、郡山市内在住の身体障がい者、または身体の不自由な方で当該障がい者等と生計を同一の親族で当該車両の所有者となる方。限度額は20万円。車の改造・購入前に申請が必要です。

このほか自動車運転免許証がない身体障がいの方が、運転免許証の取得を希望する場合、取得費を助成する制度もあります。この場合も対象者は、いずれも身体障害手帳を持つ①下肢障がい者②歩行困難な体幹機能障がい者③聴覚障がい者です。助成金額は10万円。この場合も教習所入校前に申請が必要です。詳しくは同市障害福祉課に問い合わせてください。

カンファレンスでの相談・検討はもちろん、日常的にチームのスタッフ全員が常に情報を共有し、患者さんやその家族とスタッフ間の信頼関係を構築し、より効果のあるリハビリを目指します。

病棟の対象疾患、入院期間は上記の通りですが、詳しくは主治医か当院医療相談課（☎024-934-5564）にお問い合わせください。（南東北第二病院 理学療法士・添田健二）